

# 困つたなあに答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

私たちを頼りにしてくれた義姉。  
遺産を全てくれると  
言っていたのですが…。

面倒を見ていた、主人の姉が亡くなりました。義姉に子供はなく、亡夫から相続した広い家に一人で住んでいました。主人は6人きょうだいの末っ子で、義姉は一番上。15歳違いでしたが、そう遠くない所に住んでいたこともあり、私たちをとても頼りにしてくれました。

施設には絶対に入らないと言いい、ここ2年位はヘルパーに時々来てもらっていましたが、それすら嫌がり、私たちが結構頻繁に出掛けていました。義姉も感謝して、自分が死んだら遺産は全部あなたたちにあげるからねと何度も言つっていました。

義姉は90歳近くになりましたが、大病を患うこともなく、年の割には元気でした。急に連絡が取れなくなつて少し心配になりました。主人は6人きょうだいの末っ子で、義姉は一番上。15歳違いでしたが、そう遠くない所に住んでいたこともあり、私たちをとても頼りにしてくれました。

身内の葬式の際、2番目の割合が、あなたたちが良くしてくれて本当に助かった、家で死にたいという姉の希望がかなつたのも、ほどある自宅の近くに駅ができるで、今や坪100万円くらいはすると思います。つまり1億円。義姉が、主人と私に頭を下げ、あなたたちが良くなつたのを喜んでいます。遺言書はもちろん録音をしておけばよかつたのでしょうか。遺言書はもちろんあります。

ご夫妻でお姉さまの面倒をよく見られて、最後、みどりはできなかつたけれど、亡き夫との思い出の詰まつた自宅で、ずっと大往生を遂げられたのですから、天国できっと弟さんご夫妻に感謝をされていると思いますよ。

お姉さまのご遺志、かなえてあげたいですね。遺言書を作つておけば、きょうだいには遺留分がないので、問題なかつたのですが、こちらから言い出すわけにもいかないですものね。大病で入院したりするとお姉さまも言い出したかもしれませんのが、急だったので、それも無理でした。

録音と言われますが、実は録音には法的効力はないのですよ。もちろんそれを聞いた他の相続人が、あれば自分は相続権を主張しないと事実上納得すればいいですが、反対に録音までしてと反発する人がいるかもしれません。

遺言がないので、法定相続分は、各5分の1（甥姪は代襲相続として亡親の分を分ける）。單純に2000万円は、老後の

2000万円問題を出すまでもなく、多額ですよね。辺びな土地ならばすぐ放棄しますが、土地が値上がりして多額になつたのをやすやすと譲めてくれるかどうか。おののの経済状況や考え方もあるので、誰かが自分も欲しいと言い出せば、調停を起こさざるを得ないでしょう（放棄したり、相続分をご主人に譲渡してくれたりした人は外して）。

どうなんでしょうか。道理を納得してくれさえすれば、司法書士が所定の書類を作つてくれるので、ご主人の単独名義にすることに大して費用もかかりません。

ご相談の案件は、遺産がたまたま多額であることと、関係者が多いことが難しそうですが、こうした話 자체はきっとよくあるのでしょうか。面倒を見た人の故人への気持ちと、故人の遺志が報われるのが本来の遺産であるはず。そもそも自分で稼いでいない遺産を巡つて、何も貢献していない人まで欲を出すのは、端で見ていて決して美しいものではないと思つています。

A 故人の遺志をかなえてあげたいですが、他の相続人次第です。

ご夫妻でお姉さまの面倒をよく見られて、最後、みどりはできなかつたけれど、亡き夫との思い出の詰まつた自宅で、ずっと大往生を遂げられたのですから、天国できっと弟さんご夫妻に感謝をされていると思いますよ。

お姉さまのご遺志、かなえてあげたいですね。遺言書を作つておけば、きょうだいには遺留分がないので、問題なかつたのですが、こちらから言い出すわけにもいかないですものね。大病で入院したりするとお姉さまも言い出したかもしれませんのが、急だったので、それも無理でした。

録音と言われますが、実は録音には法的効力はないのですよ。もちろんそれを聞いた他の相続人が、あれば自分は相続権を主張しないと事実上納得すればいいですが、反対に録音までしてと反発する人がいるかもしれません。

遺言がないので、法定相続分は、各5分の1（甥姪は代襲相続として亡親の分を分ける）。单